

鹿児島市と国立大学法人鹿児島大学との包括連携に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と国立大学法人鹿児島大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、包括的な連携の下、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 本市のまちづくりに関すること。
- (2) 地域経済の活性化に関すること。
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項。

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理等を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定

に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

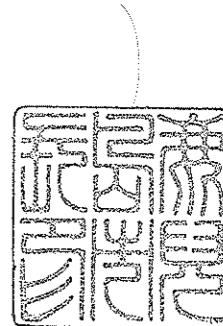
上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成19年11月30日

甲 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市長

森 博 章



乙 鹿児島市郡元一丁目21番24号

国立大学法人鹿児島大学

学長

森 博 章

